

問8 川下地区のまちづくりのうち、地区の都市基盤整備には特に何が重要だと思いますか？ あなたのお考えに近い番号を3つまで選んでください。

- | | |
|------------------------------------|----------------------------------|
| 1. 歩道がありバスや消防車なども通る幹線道路の整備 | 6. 雨水や汚水を処理する下水道や水路の整備・改善 |
| 2. 住民の生活に密着した生活道路の整備・改善(幅 4~6 m程度) | 7. 門前川・今津川沿いの堤防の整備・改善(護岸強化、散策路等) |
| 3. 住民が憩える公園・広場の整備・改善 | 8. 身近な商店街の活性化に向けた商業地の整備 |
| 4. 地震や洪水などの自然災害に対する避難所の充実 | 9. 歴史的な遺産や寺社、まちなみの保全 |
| 5. 基地との境界に緩衝帯となる緑地等の整備 | 10. わからない、特にない |
| | 11. その他() |

問9 現在お住まいの地域を将来どのようなまちにしていきたいと思いませんか？

あなたのお考えに近い番号を1つ選んでください。

(※ここでいう「地域」とは自治会の範囲をおおよその目安としてください)

1. 静かで落ち着いた暮らしやすい、住宅中心のまち
2. 商店や飲食店等が多くある、商業が充実したまち
3. 工場や企業等が多く立地する、産業活動が活発なまち
4. 川や楠、桜などの自然を活かした、緑豊かなまち
5. わからない
6. その他()

問10 川下地区における土地区画整理事業に代わる新たなまちづくりについて、

その他、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

(返信用ハガキの回答欄にご記入ください)

アンケートへのご協力、ありがとうございました。

<川下地区のまちづくりに関するアンケート調査への協力をお願い>
**土地区画整理事業に代わる
 新たなまちづくりに関する住民意向調査**

平素より、市政及び都市計画行政に対し、ご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、川下地区は、昭和35年に土地区画整理区域を都市計画決定し、昭和44年の区域変更、昭和45年には一部区域で事業着手しましたが、昭和51年に事業が休止となったままとなっています。この状態を打開しようと、地区住民が主体となって、川下地区まちづくり協議会、連合自治会、社会福祉協議会及び土地改良区の4団体の連名により、住民の総意による「川下地区まちづくり計画」が、平成22年7月、岩国市に提出されました。

岩国市としては、この計画を基に、新たなまちづくりを進めることとしています。そのため、皆様のご意見をお聞かせいただくことが、大変重要となります。

お忙しいところ大変恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますよう、よろしく願っています。

平成22年12月 岩国市長 福田良彦

※ 記入にあたってのお願い ※

- この調査は、川下地区全世帯(11/1 現在で住民登録をされている方)を対象にお配りしています。
- ご回答は世帯主ご本人か、もしくは世帯主の方の代理としてお答えできる方をお願いします。
- ご回答は、下のハガキに直接ご記入ください。設問ごとに、ハガキ(裏面)にある番号に、回答に該当する番号を○で囲んでください。○で囲む数については、設問ごとに「1つ」や「3つまで」といった指定がありますので、設問ごとの指示に従ってください。
- ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

岩国市 都市建設部 都市計画課 まちづくり推進係
 (担当:山中、土井、西岡)
 〒740-8585 岩国市今津町一丁目14番51号
 TEL:29-5161 FAX:24-4207
 E-mail: toshikei@city.iwakuni.yamaguchi.jp

キ リ ト リ

下のハガキが回答用紙となります。
 ハガキを点線から切り取っていただき、
 次の頁からの設問をご覧いただきながら、
 ハガキの回答欄にご記入ください。

右のハガキには、
 切手は不要です。
 裏面の回答欄にご記入の後、郵便
 ポストへ投函いただくか、川下出張
 所の提出箱へご投入ください。

提出期限
12月15日

郵便はがき
 740-8790

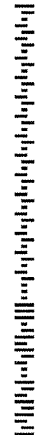
料金を収入印紙郵便

岩国支店
 承認
 609

発行有効期間
 平成22年12月
 31日まで

岩国市今津町一丁目14-51

岩国市都市計画課まちづくり推進係 行
 (川下地区まちづくりアンケート調査)



問10 自由記述欄

※世帯主の方、もしくは世帯主に代わってお答えください。

I ご自身のことについてお伺いします。

問1 川下地区内にお住まいの年数について、あてはまる番号を**1つ**選んでください。

1. 1年未満 2. 1～5年未満 3. 5～10年未満
4. 10～20年未満 5. 20～30年未満 6. 30年以上

問2 現在のお住まいの住宅について、あてはまる番号を**1つずつ**選んでください。

(1) 所有について

1. 持家 2. 借家

(2) 種類について

1. 戸建て住宅 2. 店舗・事業所付住宅 3. 長屋
4. アパート・マンション 5. 公営住宅 6. その他 ()

問3 あなたが同居する世帯構成について、あてはまる番号を**1つ**選んでください。

1. 一人暮らし 2. 夫婦のみ 3. 二世帯（親+子）
4. 三世帯（親+子+孫） 5. 兄弟・姉妹 6. その他 ()

問4 川下地区への居留意向について、お考えに近い番号を**1つ**選んでください。

1. このまま今のところに住み続けたい
2. 転居するとしても、川下地区内に住みたい
3. 川下地区外へ転居したい
4. その他 ()

キリトリ

住所： 町 丁目 年齢： 歳代

問1	1	2	3	4	5	6	性別： 男・女	
問2 (1)	1	2	※問8のみ3つ選択、その他は1つ選択					
(2)	1	2	3	4	5	6	()	
問3	1	2	3	4	5	6	()	
問4	1	2	3	4	()			
問5	1	2	3	4	問6	1	2	3
問7 (1)	1	2	(2)	1	2	3	()	
問8	1	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	()				
問9	1	2	3	4	5	6	()	

II 川下地区のまちづくりの実現に向けたお考えについてお聞きします。

川下地区では、一部を除く地域が、都市計画法に基づき「川下地区土地区画整理事業」の区域に指定され、現在、休止状態にあります。この区域を含めた川下地区の今後のまちづくりの実現について、あなたのお考えに近いものをお選びください。



<参考>
「土地区画整理事業」とは？
区域内の土地所有者から土地を提供して頂き、同時に宅地の形を整えることで、道路や公園などを整備し、生活環境を向上させる事業です。

問5 あなたがお住まいの場所は、上図の区域に含まれていますか？ 以下の番号から**1つ**選んでください。

1. 含まれていることを知っている 2. 含まれていることを知らなかった
3. 含まれているか分からない 4. 含まれていない

問6 上図の区域内では、土地区画整理事業の区域に指定されたままであるため、建物の建てる際には、構造や階数に制限があること（例：3階建てや鉄筋コンクリート造の建物は建てられない等）をご存知ですか？ 以下の番号から**1つ**選んでください。

1. 知っている 2. 知らなかった 3. よくわからない

問7 川下地区内には多くの建物が建っており、一定の市街地が形成されています。このような現状を踏まえ、川下地区のまちづくりを進めていくことについて、あなたのお考えに近い番号を**1つ**選んでください。

- (1) 都市基盤整備（道路、公園及び下水道等の整備）は必要ですか？
1. 必要である 2. 必要ない
- (2) 今後のまちづくりの進め方は、どのように進めたら良いと思いますか？
1. すべての宅地の形を整えながら、幹線道路から生活道路まですべての道路や公園など、地区全体として一体的に整備を進めてほしい（土地区画整理事業）
2. 道路や公園など地区内で必要なものや重要なもので、出来るものから少しずつでも個別に整備を進めてほしい
3. その他 ()

ウラの頁につづきます →